

公益社団法人日本超音波医学会特別学会賞選考内規

(平成 10 年 12 月 4 日制定)
(平成 23 年 9 月 30 日改正)
(平成 25 年 4 月 1 日改正)
(平成 25 年 4 月 19 日改正)
(平成 26 年 8 月 8 日改正)
(平成 28 年 4 月 1 日改正)
(令和 3 年 11 月 26 日改正)
(令和 7 年 8 月 8 日改正)

1 目 的

超音波医学に関する優れた研究・研究分野を確立し、後進の育成に貢献し、公益社団法人日本超音波医学会の発展に寄与した者を顕彰することを目的とする。

2 名 称

本賞は超音波医学の発展に貢献した者を称えて特別学会賞と称する。

3 対 象

特別学会賞は超音波医学に関する優れた研究・研究分野を確立し、後進の育成に貢献し、本学会の発展に寄与した者に対して贈呈する。

4 推 薦

一 顕彰委員会は、役員に対して、超音波医学に関する研究に関し優れた業績を有するとともに、後進の育成に貢献したと考えられる人物の推薦を依頼する。

二 顕彰委員会は、役員より推薦された対象者のほかに独自に若干の候補者を推薦できる。

5 選 考

一 特別学会賞の選考は、顕彰委員会の責任により行われる。ただし、選考対象者と直接利害関係を有する委員は選考に加わらない。

二 顕彰委員会は、役員並びに顕彰委員会によって推薦された対象者について選考作業を行う。顕彰委員会は、超音波医学の発展への貢献度、各候補者の学会貢献歴（役員歴、委員会参加歴、学術集会大会長歴）および推薦数を考慮し、学会の発展への貢献度について各 5 点満点で事前審査を行い、事前審査結果をもとに慎重に審議のうえ候補者原則 1 名（最大 2 名）を決定し、理事会へ提出する。

三 理事会は、顕彰委員会より提出された候補者の中から特別学会賞受賞者を決定する。

6 表 彰

一 特別学会賞に対する表彰を行い、賞状及び副賞 100 万円（日本円）を贈呈する。

二 特別学会賞受賞者名、受賞に至った業績などを本会ウェブサイト等に掲載する。

7 改 廃

この内規の改廃は、顕彰委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、平成 10 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 25 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 26 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和 7 年 8 月 8 日から施行する。

